平成２９年（フ）第１３２号
大分市大字旦野原880番地の８（クレフォート12―107）
破産者　坂本　英子
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
北海道小樽市朝里３丁目５番６号
破産者　笠嶌　明雄
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第３１号
盛岡市夕顔瀬町18番１号　片原荘５号
破産者　目澤　　潤
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１０７号
岩手県八幡平市田頭第24地割14番地１
破産者　松村美紀子
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４号
岩手県久慈市天神堂37―178―１、住民票上の住所岩手県久慈市柏崎第５地割129番地４
破産者　堀米　哲彦
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第８２号
秋田市保戸野千代田町７番31号、前住所秋田市新屋南浜町３番33号　レジデンス南浜町Ｉ101号
破産者　田口　由香
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７号
秋田市八橋本町１丁目３番24号　コーポＫ＆Ｅ202
破産者　菊地　博人
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７５２号
神奈川県茅ヶ崎市香川２丁目31番73号　ソレアード202、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市みずき３丁目５番21号
破産者　渋谷　淳一
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７５３号
神奈川県茅ヶ崎市香川２丁目31番73号　ソレアード202、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市みずき３丁目５番21号
破産者　渋谷智津子
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５号
神奈川県横須賀市桜が丘２丁目24番25―205号
破産者　小川　　隆
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１６２号
新潟市秋葉区秋葉３丁目18番５号
破産者　佐藤　靖也
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９１号
新潟市東区藤見町１丁目12番５号
破産者　吉田　利行
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２６号
名古屋市熱田区六野２丁目６番26―604号（神宮東パークハイツ）、前住所愛知県岡崎市明大寺町字大坎67番地26
破産者　藤井　康正
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９３号
愛知県碧南市志貴崎町４丁目61番地
破産者　永坂　寿枝
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
愛知県刈谷市新富町１丁目401　サンライズ15・534号室、住民票上の住所大阪府豊中市螢池中町３丁目５番10号
破産者　インプルーヴゴルフこと　砂川　英昭
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５号
滋賀県長浜市今川町347番地２
破産者　髙橋　　仁
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
兵庫県三木市志染町青山３丁目26番地の４岡本方、前住所兵庫県三木市緑が丘町東１丁目12番地の９
破産者　森田　孝司
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
兵庫県明石市朝霧南町４丁目19番15号
破産者　濵野　佳子
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
兵庫県明石市南貴崎町８番３号　第二八貴荘205号
破産者　三原　麻希
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係